

。金融業が情報優位を悪用するケースが増加
。公的規制の強化による問題解決には限界も
。不正時に「逃げ切れない」仕組みつくる必要

川本 裕子・早稲田大学教授

経済教室



世界の金融界では、歐州財政・金融問題にとどまらず、ロンドン銀行取引金利(LIBOR)の不正操作、インサイダー取引、情報漏洩違反など、金融不正が続発している。金融危機勃発から4年を経ても、「米ウォール街の強欲主義」と「英シティーの談合体質」への批判は根強い。金融不正が制御不能となれば、金融市場全体の信用を揺るがえ、経済の安定を損なう事態にも歸る。本稿では、不正多

行の株式公開など金融界全体の行動様式を変えていった。
とともに金融分野は、専門性が高く取引が目に見えない

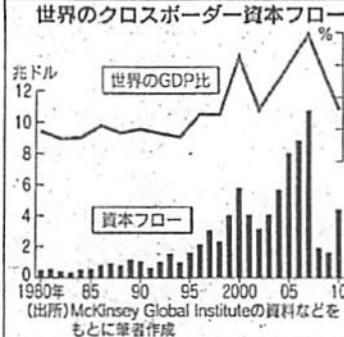
という特徴を持っており、情

発の原因と対策を考えたい。

● ● ●

1980年代以降の世界の金融界は、金融インベーショーン(技術革新)で特徴づけられる。かつて銀行は規制により一定の利益を保証され、過少資金の配分を主な任務としていた。その後監査の財政ファイナンスの必要性から資本市場が発達し、グローバル化や活動が拡大した(図参照)。そこで中でも一時代にアリバティブ(金融派生商品)や証券化などの新金融商品、サービスが飛躍的に拡大し、経済活動を効率化するとともに、利用者の利便性を高めた。これらがさらなる規制の自由化を進展し、やがて投資銀行

の非対称性が大きくなり、企業は複数の場面で機会的的地位を獲得する。金融インベーションにより商品やサービスが高度化・深化・複雑化した結果、事業者と顧客間における情報の非対称性が拡大し、それが悪用される余地も広がった。管理の段階や手間が増え、不正が入り込む隙が多くなっている面もある。金融業の競争力は情報収集や処理の優位をどう確立するかにかかっている。従って情報収集の追跡は本来目指すべき



不祥事続く金融界①

倫理規律の徹底が不可欠



きことで、それ自体が問題ではない。取引者の権利保護や取引ルールの明確化が徹底されている限りは、リスクのある事業に投資家から資金が提供され、社会のリスクがシェアされて経済活性を高める。しかし、金融業が情報優位を利用して自らの利益を不当に追求するようになると、世界的なバブルの上に経済が踊らされる事態を招く。顧客の代理人として利益相反行為に

され、社会のリスクがシェアされて経済活性を高める。しかし、金融業が情報優位を利用して自らの利益を不当に追求するようになると、世界的なバブルの上に経済が踊らされる事態を招く。顧客の代理人として利益相反行為に

報酬システム見直せ

自主規制、外部検証がカギ

及んだり、金融取引の当事者として一般の市場利用者に損害を押し付けたりすることが情報優位の悪用の例だ。

環境を超えた金融機関の合併統合や業界間の事業規制の緩和によるコングロマリット(複合企業)化により、同一企業内で異なる顧客に対する利益相反問題も頻発する。

グローバル化に伴う会計や税制の複雑な作業組織の巨大化・重層化がこれらの傾向に拍車をかけた。一部の人たちは事業者組織の内部においてさえも情報の非対称性が拡大し、それが悪用される余地も広がった。管理の段階や手続きが飛躍的に拡大し、経済活動を効率化するとともに、利用者の利便性を高めた。これらがさらなる規制の自由化を進展し、やがて投資銀行

の非対称性が大きくなり、企業は複数の場面で機会的的地位を獲得する。金融インベーションにより商品やサービスが高度化・深化・複雑化した結果、事業者と顧客間における情報の非対称性が拡大し、それが悪用される余地も広がった。管理の段階や手間が増え、不正が入り込む隙が多くなっている面もある。

金融業の競争力は情報収集や処理の優位をどう確立するかにかかっている。従って情報収集の追跡は本来目指すべき

であるが、一方で、不正行為を防ぐためには、既存の規律だけでは足りない。法外な報酬を好む人材層がかかる可能性がある。その順守のために脅威的な作業が求められ、そのようなくなると主張するが、根拠はいまひとつはつきりしない。

報酬レベルを今より下げる可能性のある人が果たまらない、インベーションが起らなくなると主張するが、根拠はいまひとつはつきりしない。法外な報酬を好む人材層

がかかるべきである。つまり、報酬システムの問題は避けて通れない。無謀な行為をやり得しないことが肝要だ。収益追求は企業の本質だが、それが異論は少ない。金融機関の業務範囲を限定する上で利益相反を防止するペルカーラルが、米金融規制改革法(ドット・フランク法)で実施された。また調査会社トムソン・ロイターによると、2009年から11年にかけて、米・英・シンガポールの当局が金融機関に科した罰金の水準は80%以上増え、しかしこれが実行されていない。なぜなら、米・英・シンガポールの当局が金融機関に科した罰金の水準は80%以上増えた。罰則の徹底・強化や各国当局の連携強化も進んでいる。

しかし、規制ですべての問

題を解決することは限界がある。先進性が競争力の源泉の金融業に対して、当局が詳

下で米証券取引委員会(SEC)は、財務情報に不正や過誤を含んだ場合の役員の報酬のクローハック(回収)に關

する方針を示している。役員以外も含め報酬について、①ボーナス後払いにする②長い時間をかけて分割払いにする③マイナスを出した時の返還義務を課す――などの対策がある。規制の緩い地域や分野に資金が流れていくという実態もある。典型的な規制強化局が金銭能力があるわけでもない。規制の緩い地域や分野に資金が流れていくという実態もある。典型的な規制強化局が金銭能力があるわけでもない。規制の緩い地域や分野に資金が流れていくとい

うことは自然な流れだろう。

バーゼル銀行監督委員会の「コーポレートガバナンス(企業統治)を強化するための諸原則」(2010年1月)も「報酬の支払いスケジュールはリスクの時間軸に対応すべきだ」(原則1)としている。

そもそも金融界独特の高額報酬の慣習は正しきかと問われている。欧米の業界は、報酬レベルを今より下げるかがえつて不祥事の温床になっている可能性すらある。

英國のシティーは社会的に「良識」を前提としたクラブ組織として運営され、緩やかな規制の下でインベーションを鼓舞する成功した自主規制モデルと考えられてきた。しかし、経済活性化を目指してこれまでに異論は少ない。金融業全体の信頼を著しく低下させる、どのような対策を考えられるのだろうか。